

# 村上市空き家バンク よくある質問

「物件を売りたい人」編

## Q1. 空き家を売りたいのですが、手続きはどのように行えばいいですか？

- A. まずは、村上市空き家バンクへの登録申込書等を提出してください。その後、物件の調査（現地調査）を行い、登録が可能かどうか判断させていただきます。現地調査を行う際は、所有者の皆様は立ち合いをお願いいたします。

## Q2. 空き家はどんな人に売りますか？

- A. 村上市への移住・定住または二地域居住を希望する村上市民や移住者の方を対象に、物件を紹介しています。

## Q3. 空き家バンクに登録する際に、登録料はかかりますか？

- A. 空き家バンクへの登録料はかかりません。

## Q4. 賃貸物件として登録することはできますか？

- A. 賃貸物件としての登録はできません。 空き家バンクでは、売買を希望する空き家のみを取り扱っています。

## Q5. 不動産取引の知識がなく不安です。

- A. 空き家バンクに登録する物件には、担当の不動産会社が仲介をしてくれるので、安心して不動産取引を行うことができます。

## Q6. 不動産業者に取引を依頼している物件でも、空き家バンクに登録できますか？

- A. すでに不動産業者等に取引を依頼している物件は、空き家バンクに登録できませんのでご注意ください。

## Q7. いくらで売ればいいのか分かりません。

- A. 現地調査を行う際に、物件を担当する不動産会社の方にも来ていただきます。その時に不動産会社の方から、価格についてアドバイスしていただけます。それを参考に最終的には、ご自分で価格を決めることができます。

#### Q8. 古い物件ですが、空き家バンクに登録できますか？

- A. 空き家バンクへの登録は、空き家をそのまま活用できるか、小規模な修繕で居住できることを前提としています。現地調査を行って登録できるかを判断させていただきます。その結果、登録をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

#### Q9. 小屋、倉庫、駐車場なども一緒に売ることができますか？

- A. 空き家と一緒に売却を希望される場合は、附属建物としてご紹介しています。母屋同様に所有権および登記の整理が必要になりますのでご注意ください。

#### Q10. 田んぼや畑、空き地を売りたいのですが、登録することは可能ですか？

- A. 空き家バンクでは、土地のみの登録は行っておりません。また、田んぼや畑は空き家と一緒に登録することは可能ですが、農業委員会への申請が必要です。  
詳しくは、村上市農業委員会事務局（電話 0254-66-6120）へお問い合わせください。

#### Q11. 両親が所有している物件は、空き家バンクに登録できますか。

- A. 空き家バンクへの登録申し込みは、原則として所有者本人からの申し込みが必要です。もし、所有者の代わりに手続きを行う場合は、所有者本人が記入した委任状をご提出ください。

#### Q12. 物件の登記が共有名義になっている場合は、空き家バンクに登録できますか？

- A. 所有者全員が同意し、所有権移転登記が可能であれば、空き家バンクに登録できます。

#### Q13. 相続した物件でまだ登記の移転手続きをしていない物件は、登録できますか？

- A. 土地及び建物の登記が整理されていない場合は、不動産取引ができないので、空き家バンクに登録することはできません。事前に登記を整理しておく必要があります。

#### Q14. 家財道具がまだ片付いていないのですが、どうすればいいですか？

- A. 登録前の家財道具の片づけは、強制ではありません。ただ、部屋の写真をホームページに載せて紹介しますので、できるだけ片づけを済ませておくことをお勧めします。

◇この他にご質問などがございましたら、下記までお問い合わせください。

**村上市 市民課 自治振興室**

TEL：0254-53-2111（内線2242）

メール：jichi-j@city.murakami.lg.jp